⑵　実地試験（受検人員等により試験地を変更することがある。）
・組合せ施工法（記述式試験（１級））　学科試験と同じ試験地
・操作施工法（実技（１・２級とも共通））
北海道地区（石狩市）、東北地区（岩沼市）、関東地区（栃木県下都賀郡壬生町、秩父市）、北陸地区（新潟市、小松市）、中部地区（富士市、刈谷市）、近畿地区（明石市、小野市）、中国地区（広島市）、四国地区（善通寺市）、九州地区（福岡県糟屋郡須恵町）、沖縄地区（沖縄県国頭郡宜野座村）　計14箇所

５．受検申込受付期間　平成26年３月７日（金）～平成26年４月４日（金）

６．受験手数料
次の受験手数料を、原則として郵便振込みの方法により払い込むものとする。

⑴　学科試験

| １　級 | ２　　級 |
|---|---|
| 10,100円 | 10,100円（１種別につき） |

⑵　実地試験

| １　　級 | ２　　級 |
|---|---|
| 27,800円　操作施工法２科目及び組合せ施工法<br>21,400円　操作施工法１科目及び組合せ施工法<br>15,000円　組合せ施工法のみ | 21,600円（１種別につき） |

㈱　支払い方法は、原則として郵便振込みの方法により払い込むものとする。

７．受検申込用紙及び受検の手引の取扱い
⑴　１部につき、１級は600円、２級は500円（郵便で請求の場合は、級別を明記のうえ、１級850円、２級750円（それぞれ送料を含む。）の郵便為替を添えて申し込むこと。）
⑵　平成26年２月上旬から一般社団法人日本建設機械施工協会の本部・支部及び一般社団法人沖縄しまたて協会等において販売する。

８．受検申込書類の提出先　一般社団法人日本建設機械施工協会試験部　〒105―0011 東京都港区芝公園３－５－８　機械振興会館　電話03―3433―1575

９．合格発表
⑴　学科試験の合否については、平成26年８月上旬に一般社団法人日本建設機械施工協会から本人あて文書で通知する。また、合格者の受検番号を同協会ホームページに掲示する。
⑵　実地試験の合格者（資格取得者）については、平成26年11月下旬～12月上旬に技術検定合格者として官報で公告するほか、試験の合否結果を一般社団法人日本建設機械施工協会から本人あて葉書で通知する。なお、国土交通本省、地方支分部局、内閣府沖縄総合事務局及び同協会本部及び支部等に合格者の受検番号を掲示するほか、同協会ホームページに掲示する。
⑶　平成26年度より、不合格者に対してのみ、不合格通知書において成績を通知する。
「評定方法」　A　合格
B　得点が40%以上合格基準未満
C　得点が40%未満

10．合格証明書　技術検定合格証明書交付申請を行った技術検定合格者に対しては、審査のうえ、平成26年12月中旬に１級又は２級技術検定合格証明書を交付する。

11．その他　試験の詳細については、一般社団法人日本建設機械施工協会の発行する「受検の手引」又はホームページを参照のこと。

## 航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項及び第169条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成 25 年 12 月 25 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　学科試験を行う航空従事者技能証明等
一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明
二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更
三　運航管理者技能検定
四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明
五　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更
六　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの
七　計器飛行証明
八　操縦教育証明
九　航空英語能力証明

２　学科試験の期日及び場所
一　前項第四号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成26年３月16日（日）①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市
二　前項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成26年３月17日（月）③東京都⑤大阪市⑧那覇市
三　前項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験　平成26年３月17日（月）③東京都⑤大阪市

３　申請書の受付期間　平成26年２月３日（月）から平成26年２月10日（月）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

４　申請書の提出先
一　①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
二　④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成26年２月13日（木）までに提出すること。

５　学科試験受験手数料
一　第１項第一号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
二　第１項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

６　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
一　定期運送用操縦士（法規）
二　准定期運送用操縦士（法規）
三　事業用操縦士（法規）
四　自家用操縦士（法規）
五　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）
六　二等航空整備士（法規）
七　一等航空運航整備士（法規）
八　二等航空運航整備士（法規）

７　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

８　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。